**労働者派遣個別契約書**

○○○○株式会社(派遣先)と●●●●株式会社(派遣元事業主)　(派\*\*一\*\*\*\*\*\*)とは、次のとおり労働者派遣契約を締結する。

1. 業務内容

2　責任の程度

　役職なし。

3　就業場所

○○○○株式会社本社

 　〒

　 TEL

4　組織単位

営業部第１課

5　指揮命令者

本社営業部第１課課長■■■■

6　派遣期間

令和●年●月●日から令和●年●月●日まで

7　派遣料金

　実働時間1時間当たり　　　円（税別）

　法定時間外労働の際は上記の25％割増、法定深夜労働の際は上記の25％割増、法定休日労働の際は上記の35％割増とする。

8　就業日

月～金(ただし、祝日、年末年始(12月29日から1月3日)、夏季休業(8月13日から8月16日)を除く。)

9　就業時間

9時から18時まで

10　休憩時間

12時から13時まで

11　安全及び衛生

派遣先及び派遣元は、労働者派遣法第44条から第47条の2までの規定により課された各法令を遵守し、自己に課された法令上の責任を負う。なお、派遣就業中の安全及び衛生については、派遣先の安全衛生に関する規定を適用することとし、その他については、派遣元の安全衛生に関する規定を適用する。

12　派遣労働者からの苦情の処理

(1)苦情の申出を受ける者

派遣先　営業部第1課主任　☆☆☆☆☆　TEL　　内線

派遣元事業主　派遣事業運営係主任　※※※※※　TEL　　内線

(2)苦情処理方法、連携体制等

①　派遣元事業主における(1)記載の者が苦情の申出を受けたときは、ただちに派遣元責任者の◎◎◎◎◎へ連絡することとし、当該派遣元責任者が中心となって、誠意をもって、遅滞なく、当該苦情の適切迅速な処理を図ることとし、その結果について必ず派遣労働者に通知することとする。

②　派遣先における(1)記載の者が苦情の申出を受けたときは、ただちに派遣先責任者の●●●●●へ連絡することとし、当該派遣先責任者が中心となって、誠意をもって、遅滞なく、当該苦情の適切かつ迅速な処理を図ることとし、その結果について必ず派遣労働者に通知することとする。

③　派遣先及び派遣元事業主は、自らでその解決が容易であり、即時に処理した苦情の他は、相互に遅滞なく通知するとともに、密接に連絡調整を行いつつ、その解決を図ることとする。

13　労働者派遣契約の解除に当たって講ずる派遣労働者の雇用の安定を図るための措置

(1)労働者派遣契約の解除の事前の申入れ

派遣先は、専ら派遣先に起因する事由により、労働者派遣契約の契約期間が満

了する前の解除を行おうとする場合には、派遣元の合意を得ることはもとより、あらかじめ相当の猶予期間をもって派遣元に解除の申入れを行うこととする。

(2)就業機会の確保

派遣元事業主及び派遣先は、労働者派遣契約の契約期間が満了する前に派遣労働者の責に帰すべき事由によらない労働者派遣契約の解除を行った場合には、派遣先の関連会社での就業をあっせんする等により、当該労働者派遣契約に係る派遣労働者の新たな就業機会の確保を図ることとする。

 (3)損害賠償等に係る適切な措置

派遣先は、派遣先の責に帰すべき事由により労働者派遣契約の契約期間が満了する前に労働者派遣契約の解除を行おうとする場合には、派遣労働者の新たな就業機会の確保を図ることとし、これができないときには、少なくとも当該労働者派遣契約の解除に伴い派遣元事業主が当該労働者派遣に係る派遣労者を休業させること等を余儀なくされたことにより生じた損害の賠償を行わなければならないこととする。例えば、派遣元事業主が当該派遣労働者を休業させる場合は休業手当に相当する額以上の額について、派遣元事業主がやむを得ない事由により当該派遣労働者を解雇する場合は、派遣先による解除の申入れが相当の猶予期間をもって行われなかったことにより派遣元事業主が解雇の予告をしないときは30日分以上、当該予告をした日から解雇の日までの期間が30日に満たないときは当該解雇の日の30日前の日から当該予告の日までの日数分以上の賃金に相当する額以上の額について、損害の賠償を行わなければならないこととする。

その他派遣先は派遣元事業主と十分に協議した上で適切な善後処理策を講ずることとする。また、派遣元事業主及び派遣先の双方の責に帰すべき事由がある場合には、派遣元事業主及び派遣先のそれぞれの責に帰すべき部分の割合についても十分に考慮することとする。

(4)労働者派遣契約の解除の理由の明示

派遣先は、労働者派遣契約の契約期間が満了する前に労働者派遣契約の解除を行おうとする場合であって、派遣元事業主から請求があったときは、労働者派遣契約の解除を行った理由を派遣元事業主に対し明らかにすることとする。

14　派遣元責任者

派遣元事業主の派遣事業運営係長◎◎◎◎◎　TEL　　内線

15　派遣先責任者

派遣先の総務部秘書課人事係長●●●●●　TEL　　　内線

16　就業日外労働

8の就業日以外の就労は、1か月に2日の範囲で命ずることができるものとする。

17　時間外労働

9の就業時間外の労働は1日4時間、1か月45時間、1年360時間の範囲で命ずることができるものとする。

18　派遣人員

●人

19　派遣先が派遣労働者を雇用する場合の紛争防止措置

派遣先は労働者派遣契約の期間中または終了後1年以内に当該派遣労働者を雇用しようとする場合は、雇用の1か月前までにその旨を派遣元事業主に通知するものとする。

また、労働者派遣契約の終了後に、派遣先が当該派遣労働者を雇用する場合には、手数料として、派遣先は派遣元事業主に、当該派遣労働者の直接雇用後の想定年収（賞与、諸手当等一切の賃金を含む）の〇％に相当する額を支払うものとする。

20　派遣労働者を協定対象派遣労働者に限定するか否かの別

　協定対象派遣労働者に限定する。

21　派遣労働者を無期雇用派遣労働者又は60歳以上の者に限定するか否かの別

限定しない。

 令和　年　月　日

　 　　　 派遣先（住所）

　　　　 　　　 （社名）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

　派遣元事業主（住所）

　　　　　　　　　　（社名）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印